

防護標章登録出願について「需要者の間に広く認識されている」との要件を欠くと判断された事例

知財高裁令和2年9月2日判決（令和元年（行ケ）第10166号審決取消請求事件）

知的財産法研究会
弁護士・弁理士 辻村 和彦

第1 事案の概要等

本件は、原告が、下記原登録商標（登録第4509260号）の防護標章として、下記の防護標章登録出願（商願2014-99711号、以下「本願」といい、本願にかかる標章を「本願標章」という。）をしたところ、拒絶査定を受けたため、拒絶査定不服審判を請求したが、特許庁より「本件審判の請求は、成り立たない。」との審決（以下「本件審決」という。）がなされたため、その取消しを求めた事案である。

【原登録商標】

商標の構成

Tuché

登録出願日 平成11年7月15日

設定登録日 平成13年9月28日

更新登録日 平成23年4月26日

指定商品 第25類 被服、履物、運動用特殊衣服、運動用特殊靴

【防護標章登録出願】

登録出願日 平成26年11月26日

指定商品 第5類 生理用パンティ、生理用ショーツ

（出願当初は、第5類所定のその他の商品、第18類及び第24類所定の商品並びに第35類所定の役務も指定されていたが、最終的には上記に補正されている。）